地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を新庄市監査基準に 準拠して実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月21日

新庄市監查委員 大場隆司

新庄市監査委員 石川正志

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会 令和3年度の財務に関する事務の執行について
- 3 監査の期間 令和4年8月17日から令和4年9月8日まで

4 監査の着眼点

市補助金対象事業に係る出納その他の事務の執行が、補助の目的に沿って行われているかについて、令和4年度新庄市監査計画の「監査の着眼点」及び「監査の重点事項」により実施した。

(監査計画の監査の着眼点)

- ①公正で合理的かつ効率的な行政運営がなされているか。
- ②収納事務における領収書、帳簿等の整備、記帳は、適正に行われているか。 また、現金及び切手等の保管及び取扱いは適正か。
- ③契約事務は、関係法令に基づき公正かつ的確に行われているか。
- ④工事、修繕、業務委託等の設計、施工、検査は、適正に行われているか。
- ⑤補助金等の交付は、関係法令等に基づき目的が明確で補助額等が適正であるか。
- ⑥公有財産及び物品の維持管理は、適正に行われているか。
- (7)リスクの高い事務等の管理が、適正に行われているか。
- ⑧前回の監査で指摘された事項は、改善されているか。

(監査計画の監査の重点事項)

①使用料、手数料等で料金改定等が、適切に反映し徴収され、関係帳簿書類が関

係例規に基づきに適正に整備されているか。

- ②行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
- ③支出に関する事務は、関係法令、関係例規等に基づき適正に行われているか。

5 監査の実施内容

監査対象団体に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係 職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

6 監査の結果

市補助金対象事業について監査した結果、予算の執行状況及び付属書類は計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。